



「津崎・熊谷裁判」事実はこれだ！② 事実を争う・事実を争わない・事実を認める 方針転換の理由とは？

本紙No.2949で、「JR総連近畿地協第35回定期委員会で組織破壊行為があったことを確認した」という津崎議長の報告はウソだった、従って「近畿地協定期委員会での組織破壊行為は無かった」ことを事実として認めるということをお伝えしました。

ところで、JR東海労の組織破壊は無かったことを認めるということは、裁判で敗訴もやむを得ない、JR東海労除名という組織決定が無効であることがハッキリしてしまっても構わないと判断したことです。

ではなぜ、「事実について争う」から「事実関係は争わない」＝「事実を認める」という方針転換がされたのでしょうか？ 事実を争うとなれば、当然被告である津崎氏と熊谷氏の法廷での証人尋問が行われることになります。事実を認めてしまえば、被告2人は証人尋問に招集されないと判断したのでしょう。その上で、認めた事実について名誉毀損が成立するか否かを争点にしたかったというのが本音ではないかと思われます。

しかし、事実関係を認めてまでも、被告2人の証人尋問を回避したいと思うのは余程のことです。JR総連は、被告2人が余計なことまで喋ってしまえば困ると判断したのでしょう。これまでJR東海労が明らかにしてきたような、JR総連によるJR東海労除名という事態の背後にある「誰か」の存在が明らかになってしまふ、これこそが方針転換の最大の理由であることは間違ひありません。